様式第１号

# 審　査　基　準　整　理　票

| | | | |
|---|---|---|---|
| 処　分　名 | 大津市仰木太鼓会館の大ホール等の使用の許可 | | |
| 根拠法令名 | 大津市仰木太鼓会館条例 | | （条項）第４条第１項 |
| 基準法令名 | 大津市仰木太鼓会館条例<br>大津市仰木太鼓会館の管理運営に関する規則規則 | | （条項）第４条第３項<br>（条項）第５条 |
| 所管部署 | 市民部　文化・青少年課　文化振興係 | | |
| 標準処理期間 | ７　　日 | 法定処理期間 | ー　　日 |

【審査基準】　・文書の名称【　　】
　　・掲載図書等【　　】
　　・内容　　■全部記載　　□一部・項目のみ記載

大津市仰木太鼓会館条例第４条第３項各号に掲げる事由に該当しないことを基準とし、同項第４号に規定する「その他会館の管理上支障があると認めるとき。」とは、大津市仰木太鼓会館の管理運営に関する規則第５条各号に規定する事項を遵守しないおそれがあると認められるときとする。

〔根拠法令等〕

大津市仰木太鼓会館条例

(使用の許可)

第４条　別表に掲げる大ホール等の施設（以下「大ホール等」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ、市長に申請し、使用の許可を受けなければならない。この場合において、市長は、大ホール等の管理上必要があると認めるときは、使用の許可について必要な条件を付すことができる。

２　略

〔基準法令等〕

条例　第４条

３　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、大ホール等の使用を許可しない。

（１）公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

（２）集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

（３）大ホール等の施設又は設備を汚損し、又はき損するおそれがあるとき。

（４）その他会館の管理上支障があると認めるとき。

大津市仰木太鼓会館の管理運営に関する規則

(使用者の遵守事項)

第５条　大ホール等の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）大ホール等の施設又は設備を汚損し、又はき損しないこと。

（２）許可を受けた目的以外に使用し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは転貸しないこと。

（３）使用した後は、清掃し、机、椅子等を原状に復すること。

（４）その他係員の指示に従うこと。

※　審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。